

第 170 回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 平成 26 年 3 月 19 日（水） 午後 3 時～午後 5 時 13 分

2 場 所 秋田県議会棟 1 階 正庁

3 議事案件等

- (1) 議案第 8 号 秋田都市計画区域及び河辺都市計画区域の変更について
- (2) 議案第 9 号 秋田都市計画及び河辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (3) 議案第 10 号 秋田都市計画区域区分の変更について
- (4) 議案第 11 号 河辺都市計画施設（都市計画道路 3 施設 ほか 2 施設）の変更について
- (5) 議案第 12 号 上小阿仁都市計画区域の廃止について
- (6) 議案第 13 号 上小阿仁都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (7) 議案第 14 号 上小阿仁都市計画公園（3・3・1 号沖田面近隣公園）の変更について
- (8) 議案第 15 号 上小阿仁都市計画土地地区画整理事業（沖田面火災復興土地地区画整理事業）の変更について

4 出欠の状況

- (1) 出席委員（14 人）
山口邦雄、高瀬俊作、村田勝敬、佐野元彦、森園浩一、伊藤満、東北地方整備局長代理 鈴木亘、東北運輸局長代理 高橋浩也、東北農政局長代理 栃沢一成、秋田県警察本部長代理 山内啓一、北林康司、佐藤雄孝、加藤麻里、児玉信長
※議案第 8 号から第 15 号までの議決の際、北林委員は欠席（途中退席）
- (2) 欠席委員（4 人）
山本尚子、平野内マリ子、千葉文士、小畑元

5 議事の概要等

- (1) 資料確認

○佐藤(節)幹事

委員の皆様、本日はお忙しいところ、本審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

今回は本年度3回目、通算第170回目の審議会でございます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

あらかじめ送付しておりました「議案書」及び「意見書」のほか、本日配布しました「配席図」、「委員名簿・幹事名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」、A3の「議案第10号補足資料」という1枚もの、「第6次秋田市総合都市計画・概要版」の冊子が本日の資料となります。

以上につきまして、不足がございましたら、事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

○佐藤(節)幹事

それでは、審議に入りたいと思います。以後の会議の進行は、議長であります山口会長にお願いいたします。

(2) 開会、議案署名人指名等

○山口会長

皆さんこんにちは。

それでは、ただ今から第170回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることを御報告いたします。

○山口会長

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員2人を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、森園委員と伊藤委員にお願いします。

○山口会長

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第8条により、本審議会は、原則として公開としております。今回は傍聴される方がお見えになっていらっしゃいますが、今回の審議についても公開として支障はないものと考えます。

続きまして、傍聴される方へお願いです。発言したり、進行の妨げとなる言動はお控えください。審議会の円滑な運営のため、静粛に傍聴してくださるよう御協力をお願いいたします。

(3) 前回付議議案の処理状況について

○山口会長

続きまして、前回付議議案の処理状況を、事務局から報告願います。

○佐藤(節)幹事

報告いたします。議案書を2枚めくっていただきますと、昨年10月22日に開催した第169回審議会にて議決いただいた議案の処理状況を記載しております。

○佐藤(節)幹事

「議案第5号 鹿角都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

て」、「議案第 6 号 小坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」であります。策定後一定期間を経過した都市計画区域マスタープランの見直しを行ったものです。

本審議会での答申を受け、これらの変更を都市計画決定し、平成 25 年 11 月 5 日付け秋田県告示第 501 号、第 502 号でそれぞれ告示しております。

○佐藤(節)幹事

次に、「議案第 7 号 建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」であります。都市計画においてその位置が決定していない産業廃棄物処理施設については、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合に建築等ができることとされていることから、本審議会に付議したものです。

本審議会での答申を受け、平成 25 年 10 月 31 日付け横手市指令第 2137 号で特定行政庁横手市長から許可されております。以上です。

○山口会長

ありがとうございました。ただ今の報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

(4) 議案第 8 号 秋田都市計画区域及び河辺都市計画区域の変更について

議案第 9 号 秋田都市計画及び河辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

議案第 10 号 秋田都市計画区域区分の変更について

議案第 11 号 河辺都市計画施設（都市計画道路 3 施設 ほか 2 施設）の変更について

○山口会長

それでは、議案の審議に入ります。

今回は、議案の件数が多いことから、関連する案件である議案第 8 号から第 11 号までと、第 12 号から第 15 号までについては一括して説明を受けて審議し、その上で裁決は個別に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山口会長

それでは、「議案第 8 号 秋田都市計画区域及び河辺都市計画区域の変更について」、「議案第 9 号 秋田都市計画及び河辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、「議案第 10 号 秋田都市計画区域区分の変更について」、「議案第 11 号 河辺都市計画施設の変更について」、事務局から一括して説明してください。

○栗田幹事

県庁都市計画課の栗田と申します。今回の審議会にお諮りする議案については、私から説明します。

なお、時間の都合上、前方のスクリーンで各議案の概要について説明させていただきます。パソコンを使用しての説明となりますので、座って説明させていただきます。

○栗田幹事

それでは関連議案として、議案第 8 号から第 11 号までまとめて説明します。

はじめに、議案第 8 号「秋田都市計画区域及び河辺都市計画区域の変更について」説明します。議案書では 8－1 ページになります。

○栗田幹事

本議案は、平成 17 年 1 月の秋田市における市町合併後、秋田市内に存在する秋田と河

辺の二つの都市計画区域を統合し、一体の都市として整備、開発及び保全するため、都市計画区域を変更するものです。なお、旧３市町の一体性という点については、市町合併という行政区域からの観点だけでなく、通勤・通学状況や消費購買動向などを見ても、その結びつきが強く、一体の都市として捉えるべき状況となっています。

統合後の都市計画区域の名称は、今までの名称や合併後の市名などを踏まえ「秋田都市計画区域」とします。面積に関しては、現在の秋田都市計画区域と河辺都市計画区域をそのまま統合する予定ですので、４８，６５５haとなります。

図で説明しますと、こちらの黄色の枠の中の区域が秋田市と潟上市の一部で構成する現秋田都市計画区域で、区域区分制度が適用されています。そして、こちらが旧河辺町と旧雄和町の一部で構成する現河辺都市計画区域で、現在、区域区分制度は適用されていません。この二つの区域を統合して、赤色の枠で表示された区域を新たな秋田都市計画区域とし、全体に区域区分制度を適用しようとするものです。

○栗田幹事

こちらが、これまでの経緯です。

平成１７年１月の秋田市の市町合併時における都市計画の取扱いとしては、基本的に秋田市の制度に統一するが、総合都市計画の取扱いや区域区分制度のあり方については新市において検討することとし、結果、現在まで、同じ秋田市において、土地利用規制強度が異なる二つの都市計画区域が存在している状況となっています。

その後、合併時の協定のとおり、秋田市において今後の市における都市計画のあり方について検討し取りまとめたものが「第６次秋田市総合都市計画」で、お手元にその概要版の冊子をお配りしております。その４ページ、黄色のプラスチック付箋を貼っているページになりますが、二つの都市計画区域を統合し、河辺都市計画区域にも区域区分制度を導入することが位置付けられております。

秋田市では、この総合都市計画を策定した直後の平成２３年度と、今回の都市計画の素案ができた段階で、住民説明会を実施しております。特に、都市計画区域の統合により区域区分制度が導入され、今までとは土地利用の規制強度が大きく変わる河辺・雄和地区においては、平成２３年度は６箇所において、各箇所、昼と夜の２回で延べ１２回、平成２５年度は、河辺・雄和地区の都市計画区域内の全戸に説明会の案内を配布し、計１３回実施しています。また、不在地主への対応としては、平成２５年８月に郵送による連絡と資料送付を行っています。

これらを踏まえ、昨年１２月に秋田市、潟上市の両市に意見聴取を実施し、両市からは「異存なし」の回答をいただいています。なお、都市計画区域の変更に関しては、ほかの都市計画の手続とは異なり、法律上、都市計画案を縦覧する必要はありませんので、これについては実施していません。

以上が、議案第８号に関する内容です。

○栗田幹事

次に、議案第９号「秋田都市計画及び河辺都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更について説明します。

○栗田幹事

本議案の説明の流れですが、都市計画区域マスタープランとはどのようなものか説明した後、今回の変更の背景、都市計画区域マスタープラン案の概要、スケジュール、の順に説明します。

○栗田幹事

はじめに、都市計画区域マスタープランとは何か、ということですが、まちづくりの方針や将来の目標などを総合的にまとめたもので、都市計画を決定し、実現していくための

指針となるものです。このマスタープランで都市計画区域の長期的な構想を立てて、これに沿って、都市計画を定め、実現していくことになります。

○栗田幹事

次に、今回の都市計画区域マスタープランを変更するに至った背景について説明します。

現在の秋田市には、秋田都市計画区域マスタープランと河辺都市計画区域マスタープランという二つのマスタープランがあり、それぞれ平成18年と16年に策定しています。これを今回変更する主な理由としては、二つの都市計画区域を一つに統合することにより、新たなマスタープランが必要となること、現在の秋田都市計画区域内の区域区分の見直しが必要となったこと、都市計画区域を一つに統合することにより、現在の河辺都市計画区域にも区域区分制度を導入する必要性が生じたこと、以上3点の主な理由により、都市計画区域マスタープランの見直しを行うことにしました。

なお、これ以降の説明においては、「都市計画区域マスタープラン」という言葉は「区域マス」と省略して呼ばさせていただきます。

○栗田幹事

あらかじめ、今回の区域マスにおける現計画からの主な変更点について説明します。

1点目として、区域マスの対象とする都市計画区域について、現在の秋田都市計画区域と河辺都市計画区域を統合した区域としています。

2点目は、目標年次を平成32年から平成42年に、また、区域区分を定めるか否かを判断する際の目標年次を平成22年から平成32年に変更しています。

3点目は、「目標とする市街地像」において、秋田港や秋田空港において、これまで以上に広域的な拠点機能が求められていることから、交流と連携を支える都市づくりを新たな目標として掲げています。

4点目は、「社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針」について、東日本大震災を踏まえた災害に強いまちづくりの推進について追記しています。

5点目は、第2章の「区域区分」で、目標年次における将来人口や産業規模などを踏まえ、市街化区域の規模を変更しています。

6点目は、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」において、当地区においては災害時にも中枢的機能を果たす必要がある都市機能が集積していることから、それら建築物の耐震化に努め、災害に強い拠点づくりを記載しています。また、用途地域に関して、例えば横山金足線などの幹線道路整備に伴う見直しや、雄和妙法地区における適正な都市的土地利用の誘導を図るため新規に設定することについて記載しています。そのほか、大規模集客施設の立地については極めて限定的であることや、市街化調整区域内の既存集落を維持していくための新たな制度設計について記載しています。

主な変更点の最後として、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」において、長期未着手の都市施設や市街地開発事業の見直しについて新たに位置付けています。また、羽後牛島駅の駅前広場の見直しや、下水道施設の長寿命化についても記載しました。

以上7点が、主な変更点となります。

○栗田幹事

続いて、見直しを行った区域マスの概要について説明します。

区域マスの構成ですが、次の三つの章から成り立っています。第1章「都市計画の目標」、第2章「区域区分の決定の有無」、第3章「主要な都市計画の決定の方針」、という順に記載していますので、それに従い内容を説明します。

○栗田幹事

第1章の「都市計画の目標」に関しては、次の五つを定めています。

「基本的事項」では、区域の規模や目標年次を定めています。

「広域都市圏の将来像」は、秋田都市計画区域の将来像を描くに当たって、それより大きな地域の将来像を示したものです。ここでは、秋田市、潟上市のほか、男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の３市３町１村からなる地域を秋田広域都市圏と定め、この地域の将来像を、まず定めています。

次に、これを踏まえて、秋田都市計画区域の目標を定めたところが、「都市づくりの基本理念」という項目になります。

そこから、更に具体的な目標を定めたものが、「目標とする市街地像」になります。

最後に、これら以外で都市計画として取り組んでいかなければならないことを、「社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針」として示しています。

○栗田幹事

まずは「基本的事項」ですが、議案書では９－２ページ左側になります。

秋田都市計画区域は、前号議案のとおり現河辺都市計画区域を含めた秋田市、潟上市の一部としております。図の赤く色が着色された部分が統合後の都市計画区域となり、その面積は４８，６５５haとなります。

マスタープランの目標年次は、平成４２年です。ただし、第２章の「区域区分の決定の有無」の方針については、平成３２年としています。

○栗田幹事

次に、議案書では９－２ページ右側から９－３ページになりますが、「広域都市圏の将来像」について説明します。

秋田市、潟上市を含む３市３町１村からなる秋田広域都市圏の将来像は、その現況や位置付け、役割を考慮し、「グローバルな交流でにぎわい、都市と自然が調和した潤いある広域都市圏」としました。

この将来像を実現していくための目標として、秋田県の活力を創出する多様な産業拠点の形成、地域の自然・歴史・文化を活かした観光拠点の形成、環日本海におけるネットワークの強化、自然と共生する都市の形成、の四つを目標として掲げています。

○栗田幹事

この広域都市圏の目標を踏まえ、秋田都市計画区域における将来像は、議案書では９－４ページ左側になりますが、「活力と魅力にあふれ、快適で潤いにみちた都市」としました。

この都市計画区域の将来像の実現に向け、１点目として、都市機能の集積による魅力ある都市づくりを目指します。従来からの都市機能の集積を最大限に活かし、県の中核として魅力ある都市づくりを行います。２点目として、交流と連携を支える活力ある都市づくりを目指します。交通ネットワークの充実により、グローバルな社会に対応した、活力ある都市づくりを進めます。３点目として、利便性が高く快適な都市づくりを目指します。誰にとっても利便性が高く、快適な暮らしを享受できる都市づくりを目指します。４点目として、地域文化と調和する潤いある都市づくりを目指します。豊かな自然を保全することにより、秋田の原風景と調和した潤いある都市づくりを進めます。

以上四つを都市づくりの目標とし、次からはそれぞれの目標を達成するための具体策について説明します。

○栗田幹事

議案書では９－４ページ右側から９－５ページになります。

はじめに、一つ目の目標である都市機能の集積による魅力ある都市づくりです。これを達成するために、秋田駅から山王までの中心市街地においては、活力とにぎわいのある都心の形成を目指します。臨海部の工業地帯や内陸の工業団地、潟上市では昭和工業団地に

ついて、県の産業経済をリードする力強い工業・流通業務拠点の形成を目指します。

次に、交流と連携を支える活力ある都市づくりです。これを達成するために、秋田港及び秋田空港の機能拡充や利便性向上を図ることにより、グローバルな広域交通結節拠点の形成を目指します。また、円滑な都市内交通を確保するため、環状・放射型道路網の形成を目指します。

続いて、利便性が高く快適な都市づくりです。これを達成するために、秋田市の駅東、土崎、新屋、秋田新都市、河辺和田、雄和妙法、潟上市の天王追分、昭和大久保といった各地域の中心は、利便性の高い地域生活拠点の形成を目指します。住宅地については、住民の多様なニーズに対応した、誰もが快適に暮らせる居住環境の形成を目指します。

最後に、地域文化と調和する潤いある都市づくりです。これを達成するために、出羽山地、雄物川などの豊かな自然については、将来にわたって維持・保全を図り、周囲の自然に配慮した都市を目指します。市街地内及びその周辺にある公園・緑地を活用し、人々が安らぎ憩うレクリエーション空間の形成を目指します。市街地周辺の農地及び集落においては、地域コミュニティの維持を図るとともに、田園景観、集落環境の維持保全を図ります。

○栗田幹事

続いて、今まで説明したこと以外で、社会的課題として捉え、都市計画として取り組んでいくことは次のとおりです。議案書では9－6ページ左側になります。

少子高齢化への対応については、都市施設のバリアフリー化や、公共交通の充実に努めることで、誰もが快適な生活を送れるまちづくりに取り組みます。

また、環境負荷の低減が求められていることについては、集約型都市構造を実現し、環境に優しい都市施設の整備を進めることで、循環型のまちづくりに取り組みます。

防災力の強化については、市民の防災意識の啓発に努めるとともに、都市施設の整備に当たっては防災・減災に配慮するなど、ソフト・ハードの両面から推進します。

住民との連携によるまちづくりについては、地域住民と行政が協働・連携する体制を構築することにより、多様な主体によるまちづくりを推進します。

○栗田幹事

続いて、第2章です。第2章は、「区域区分の決定の有無」に関して定めています。議案書では9－6ページ右側から9－7ページになります。

区域区分とは、まちが無秩序に広がっていくことを防ぐために、都市計画区域を、市街化を図る市街化区域と、市街化を抑える市街化調整区域に区分することをいいます。一般に、人口が増加傾向にある場合や、郊外において無秩序に開発が行われる可能性がある場合などに、この二つの区域に区分けして、まちの計画的な発展を図るとともに、まちが無計画に広がらないようにします。秋田県内では、現秋田都市計画区域でのみ設定されています。

今回、改めて、秋田都市計画区域に区域区分を適用する必要があるかどうか検討した結果、引き続き区域区分を適用していくことにしました。その理由として、現在の秋田市、潟上市の人口はほかの多数の都市と同様、減少傾向にあるものの、依然として、県庁所在地の秋田市を含む相当規模の人口を擁する都市であること、また、今後も多様な都市機能が集積することにより、一定の産業活動が継続していくものと想定されることが挙げられます。

以上のことから、本都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、また、市街化区域内の未利用地等の市街化促進を図る必要があると判断し、区域区分制度を継続することとしました。また、今回統合する現河辺都市計画区域は、高いレベルの社会資本整備も進められており、今後、無秩序な開発等が行われる可能性が否定できず、区域区分制度の適用が必要と判断しました。

平成３２年時点での本都市計画区域の市街化区域の規模は、将来の人口、産業の見通し、市街化の現況及び動向を勘案し、概ね８，２８５haと想定しています。つまり、平成３２年における市街化区域面積は、平成１７年より増加すると考えています。これは、人口及び産業規模は減少傾向にあるものの、世帯数については増加しており、市街地の規模を拡大することとしました。

また、秋田都市計画区域と河辺都市計画区域の統合により、河辺・雄和地区の一部にも市街化区域を指定する予定で、結果、市街化区域の面積増につながっています。

以上が、第２章「区域区分の決定の有無」に関する説明です。

○栗田幹事

続いて、最後の第３章になります。ここでは、「主要な都市計画の決定の方針」に関して定めています。ここからは、更に具体的な施策の説明になります。構成は次のとおりで、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全、の四つの方針について定めています。

○栗田幹事

はじめに、土地利用、主要用途の配置の方針及び建築物の密度の構成に関する方針です。この区域の土地をどのように利用していくのか、その概ねの位置と、建築物に関して望まれる密度の方針を示したものです。議案書では９－８ページから９－９ページ左側になります。

業務地については、秋田駅から山王地区に配置し、高密度な土地利用を推進します。商業地については、秋田駅から山王地区に加え、昭和大久保、河辺和田などの各地域の中心に配置するとともに、地域の実情に合わせ、高密度や中密度な土地利用が図られるよう誘導します。工業地については、臨海地区の工業地域や昭和工業団地に配置し、地域の実情に合った土地利用を図ります。流通業務地については、中央卸売市場周辺や秋田新都市地区などに配置し、中密度な土地利用を推進します。住宅地については、中心市街地やその周辺の既成市街地に配置します。これについても、地域の実情に合わせ、中密度や低密度な土地利用を誘導します。

次に、市街地における住宅建設の方針です。議案書では９－９ページ右側になります。

住宅政策の目標としては、誰もが安全で安心して暮らすことができる住まいづくりを目指すとともに、地域のなかで長く住み続けられる住まいづくりを目指します。そのための住宅整備の施策としては、高齢者、障がい者、子育て世帯などの居住の安定を確保するため、公的賃貸住宅の供給を図るとともに、良質な民間賃貸住宅の供給を誘導します。また、住まいの安全確保に努め、良質な住宅ストックの形成を推進します。さらに、街なかへの居住を促進し、市街地拡散の抑制に努めます。

先ほどの主要用途の配置の方針を踏まえ、議案書では９－１０ページ左側になりますが、市街地については、次のような点に注意した土地利用の方針とします。

秋田駅前、千秋・中通地区は土地の高度利用を促進します。用途地域については、現状の土地利用に見合った用途への転換を検討し、用途地域が指定されていない雄和妙法地区には、新たに用途地域の指定を行います。また、新規開発団地、既存住宅地を問わず、住宅地においては良好な居住環境の形成に向けた取組を進めます。さらに、市街地内の緑地や都市の風致については、その維持保全に努めます。

以上が、市街地における土地利用の方針です。

また、市街化調整区域の土地利用の方針は、議案書では９－１０ページ右側になります。

優良な農地については、市街化を抑え、保全を図ります。また、災害の危険性の高い場所については市街化を抑制します。さらに、太平山、雄物川など地域を代表する自然環境についても維持・保全を図っていきます。既存集落の維持・活性化を図る必要がある場合には、秩序ある土地利用に限定します。

以上が、市街化調整区域における土地利用の方針です。

○栗田幹事

次に、都市施設について説明します。都市施設では、交通施設、下水道、河川、その他の都市施設と分けて説明します。

まずは、交通施設です。議案書では9－11ページ右側から9－13ページ左側になります。

秋田港、秋田空港、秋田駅、高速道路の各インターチェンジなど、交通結節点と区域内の主要な拠点を結ぶ環状・放射型道路網の整備を推進します。また、公共交通の定時性の確保、交通結節点の機能強化に取り組み、公共交通機関の利用しやすい環境づくりに努めます。歩行者空間については、歩道の整備やバリアフリー・無電柱化などに努め、自転車通行空間については、安全で快適に通行できる環境づくりを推進します。さらに、ハード整備だけではなく、総量規制などのソフト施策による自動車交通の適正化についても取り組んでいきます。

続いて、下水道及び河川に関する事項です。議案書では9－13ページ右側から9－14ページ左側になります。

下水道に関しては、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全のため、未整備地区における下水道整備の推進を図るとともに、市街地の発展動向に合わせた効率的な整備を進めます。また、既存ストックについては、施設の長寿命化や耐震化に向けた適正な維持管理を推進します。

河川に関する事項としては、一級河川雄物川をはじめ多くの河川が流れている本区域においては、洪水による都市機能への被害軽減を図るため、新城川などで引き続き計画的な河川改修を進めます。また、水質に問題がある河川については、下水道の整備と併せ水質の改善を図っていきます。

その他の都市施設についてですが、議案書では9－14ページ右側になります。

まとまった官公庁施設がある八橋地区のいわゆる一団地の官公庁施設については、老朽化が進んでいる建物や耐震化が必要な建物も見受けられるため、建替えや改修を行います。

以上が、都市施設に関する方針です。

○栗田幹事

続いて、市街地開発事業に関する方針です。議案書では9－15ページになります。

当区域においては、中央街区の2地区において市街地再開発事業が都市計画決定されています。秋田駅前地区と中通一丁目地区で、どちらもほぼ事業は完了していますが、一部未施行の区域がありますので、この整備が図られるよう努めてまいります。

また、土地区画整理事業は、規模の小さい個人施行も含め、区域内には76地区が都市計画決定されています。このうち、現在、秋田市で施行しているものは秋田駅周辺の2地区で、秋田駅西北地区と秋田駅東第三地区で行われており、こちらも引き続き整備を進めます。

なお、未着手となっている市街地開発事業については、今後の社会情勢等を見極めながら、見直しも含めその整備のあり方について検討していくこととします。

○栗田幹事

第3章の最後は、「自然的環境の整備又は保全」についてです。議案書では9－16ページから9－17ページ左側になります。

本区域を包み込む豊かな自然については、地域固有の自然的環境として、適正に維持・保全を図ります。八郎湖の水質改善や、松くい虫被害を受けた日本海沿岸の樹林地の回復に努めます。市街地内の緑地については、快適で安全な暮らしを支える緑地として、適正に維持・保全、整備を図ります。千秋公園、天徳寺など、地域の歴史や文化を感じることでできる施設については、観光拠点としての機能強化を図るとともに、景観の保持に努めます。

以上が、区域マス案の概要です。

○栗田幹事

最後に、スケジュールについて説明します。

住民説明会については、昨年7月から8月にかけて、前の議案の区域統合や次の議案の区域区分の変更と一緒にを行っています。その後、決定素案の縦覧を実施し、素案に対する公聴会を9月3日に実施しております。なお、公聴会は、この区域マスと区域区分の決定素案に関する公聴会として開催しました。公聴会における公述人の意見は、関連議案説明後に、それに対する県の見解と併せて説明します。その後、国などの関係機関と協議・調整を行い、昨年12月に秋田市及び潟上市への意見聴取を行い、両市からこの案で異存のない旨の回答をいただいております。また、今年1月には法定の2週間縦覧を実施しています。この縦覧期間において、住民や利害関係人は案に対する意見書を出すことができます。今回は意見書も出ておりますので、こちらについても、関連議案説明後に改めて説明します。以上の経緯をたどり、本日の審議会への付議となっております。

なお、決定告示については7月と遅めになっていますが、これは、秋田市において、市街化調整区域における地域コミュニティの維持を目的に、一定の建築物に係る開発許可基準を緩和する条例を6月の市議会に付議する予定であり、今回の関連4議案とも密接に関連することから、その条例の施行と併せて決定告示を行う予定としているためです。ただし、この関連条例が市議会において否決された場合でも、当審議会で了承された都市計画については、決定の告示を行うこととしています。

以上が、議案第9号に関する内容です。

○栗田幹事

次に、議案第10号の「秋田都市計画区域区分の変更について」説明します。

この議案については、議案書の順番どおりに箇所ごとに説明しますと時間が掛かるため、大きく変更する部分を中心に説明し、区域境界の整序のような局所的な変更については、最後にまとめて説明します。

○栗田幹事

まずは、今回の区域区分の変更の基本的な考え方です。

人口減少や既存の市街化区域内にまだ未利用地があることを踏まえ、秋田市総合都市計画にも示しているとおり、集約型都市構造の形成に向け、市街地の拡大は基本的に行わないこととします。具体的には、市街化区域への編入に当たって、都市計画法や国が定める都市計画運用指針に基づき、人口がかなり集中して既に市街地となっている区域や、大規模な宅地造成が完了した区域、旧役場周辺などで計画的に一つの独立した市街地の形成ができる区域などを市街化区域に編入することとしています。

このような考えのもと、今回の市街化区域に編入する区域としては、現在の秋田都市計画区域内においては、住宅地の造成等が既に完了し、都市基盤の整備が進められ、かつ、現在の市街化区域に接している区域を、新たに市街化区域に編入する予定です。

○栗田幹事

次のスライドからは、具体的に、編入する位置や区域の3箇所について説明します。

1箇所目は、議案書10-2ページ総括図の赤のNo.5に当たる添川字地ノ内地区です。

なお、これ以降の説明では、最初に10-2ページの総括図のナンバーを述べてから、詳細図により説明します。お手元に総括図の10-2ページと同じA3・1枚ものを御用意しておりますので、これと一緒に詳細図を御覧いただければと思います。詳細図は議案書10-6ページになります。

この場所は、旭川の東側で県道を挟んでさとみ温泉があるところです。区域としては、

既に大規模開発され、住宅が建ち並ぶ、「グリーンスクエア添川」と呼ばれている区域を対象としています。

2箇所目は、総括図で赤のNo.6に当たる桜ガ丘五丁目地区です。議案書の10-7ページになります。横山金足線の東側に位置し、こちらも大規模開発された住宅地で、図面では何も建っていないように見えますが、実際にはほとんど住宅が建っており、「桜ガ丘ひがし団地」と呼ばれている区域です。

3箇所目は、総括図で赤のNo.8に当たる仁井田字新中島地区です。議案書の10-9ページになります。都市計画道路南部中央線の東側で、「南部ニュータウン大野」といわれている大規模に開発された団地の区域を対象としています。

これらの大規模に開発された住宅地等については、住宅が建ち並び既に市街地として形成されており、周辺の市街化区域と比較して道路や下水道などの都市施設の整備状況が同程度であり、また、既存の市街化区域に接して一体の市街地となっていることから、市街化区域への編入を予定しています。

○栗田幹事

また、現在の河辺都市計画区域においては、一つの独立した市街地形成が図られ、これまで用途地域が指定されていた区域と、旧役場周辺などの地域中心を、市街化区域として新たに編入する予定です。

現河辺都市計画区域は、現段階では区域区分制度が適用されていないため、市街化区域及び市街化調整区域の指定はありません。今回、都市計画区域の統合に伴い、新たに区域区分制度を適用することで、都市計画区域をこの二つの区域のどちらかに区分することになります。そのうち、市街化区域については、用途地域が指定されていた河辺地区の2箇所と、旧雄和町役場周辺の計3箇所を候補地としています。

1箇所目は、総括図で赤のNo.24に当たる河辺和田地区です。議案書の10-18ページになります。和田駅の北側で、河辺の地域中心としてこれまで用途地域が指定されてきた所で、現在拡幅整備中の国道13号が地域の幹線道路となっています。今回、河辺中学校の敷地も合わせて市街化区域に編入する予定です。

2箇所目は、総括図で赤のNo.25に当たる河辺七曲地区です。議案書の10-19ページになります。これまで七曲工業団地として用途地域が指定されている区域を、市街化区域に編入する予定です。

3箇所目は、総括図で赤のNo.26に当たる雄和妙法地区です。議案書の10-20ページになります。旧役場周辺の地域中心で、計画的に市街地整備が確実に行われる区域ということで、新たに市街化区域に編入する予定です。区域としては、雄和市民サービスセンター周辺になっていますが、周辺の農地については具体的な開発計画がないため、農地を除いた必要最小限の区域としています。

○栗田幹事

次に、市街化調整区域への編入予定区域です。

現秋田都市計画区域内の市街化区域において、市街化しておらず計画的な市街地整備の見込みがない区域の2箇所について、今回、市街化区域から市街化調整区域に編入する予定としています。

具体的な区域としては、総括図で青のNo.①に当たる下新城野字街道端西地区です。議案書では10-21ページになります。この地区は、県立大学の北西に位置している県有地になりますが、大学施設の設置など将来的に市街地整備の見込みがないことから、市街化調整区域への編入を予定しています。

2箇所目は、総括図で青のNo.②に当たる、こちらも下新城野字街道端西地区です。議案書では10-22ページになります。県立大学の東側の区域になります。当地区については、平成12年より民間の大規模開発として土地区画整理事業が進められてきましたが、今回変更する区域はその事業が取止めになり、今後も計画的な市街地整備の見込みがない

ことから、市街化調整区域への編入を予定しています。

○栗田幹事

次に、現在の河辺都市計画区域内についてです。

先に説明しているとおり、現河辺都市計画区域内は新たに区域区分制度が適用されますので、市街化区域か市街化調整区域かのいずれかに指定されることになります。現河辺都市計画区域においては、市街化区域を予定している区域は先ほど説明しましたこの3地域で、これらを除いた区域は市街化調整区域の編入候補地となりますので、大部分が市街化調整区域となる予定です。

○栗田幹事

これまで説明してきた区域以外の変更箇所については、要点のみ説明させていただきます。

内容としては、市街化区域と市街化調整区域の区域境の整序となっています。具体的には、現在の秋田都市計画区域内において、区域境が、地形・地物、筆界などによらず、一体的に利用されている土地の中を割った状態になっているなど、土地利用上支障がある部分について局地的な見直しを行ったものです。

個別の箇所の説明は割愛させていただきますが、市街化調整区域から市街化区域に変更する区域が20箇所、市街化区域から市街化調整区域に変更する区域が5箇所となっています。以上の25箇所が、区域の整序を理由に、今回変更を予定している箇所となります。

○栗田幹事

最後にスケジュールになりますが、こちらは先ほどの議案第9号と全く同じですので、説明は省略させていただきます。

以上が、議案第10号に関する内容です。

○栗田幹事

秋田・河辺都市計画の関連議案の最後として、議案第11号の「河辺都市計画施設の変更について」説明します。

こちらの議案は、河辺都市計画における道路、下水道及び公園の名称変更に関する議案です。概要としては、今まで河辺都市計画施設の名称の前に冠していた都市計画名を河辺から秋田に変更することと、都市計画道路と公園に関してはその区分ごとに一連番号が付されており、そのままでは今回の統合により一連番号が混在してしまうため、その所要の整理を行おうとするものです。

○栗田幹事

道路に関する具体的な例示としては、このようになります。議案書では11-1ページになります。

現在の河辺都市計画に位置付けられている道路のうち、国道及び県道に係る都市計画道路3路線について、冠する都市計画名を河辺から秋田とするとともに、それに伴い都市計画道路の一連番号が重複してしまうのを防ぐため、現在の河辺都市計画道路に付されている一連番号を、現在の秋田都市計画道路の一連番号の最終番号を引き継いだ番号に変更するものです。

○栗田幹事

公園については、議案書では11-2ページになります。

旧雄和町にある秋田県立中央公園は、県が決定権者となっている広域公園であり、その冠名を現在の河辺から秋田に変更すること、また、現在の秋田都市計画区域内には広域公園として県立小泉潟公園がありますので、道路と同様、一連番号の重複を防ぐため番号を

変更するものです。

○栗田幹事

また、下水道は、議案書では11－3ページになります。

県が決定権者となっている秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区の名称の冠名について、現在の名称から河辺都市計画の名称を落とし、秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画及び八郎潟都市計画下水道に変更するものです。

○栗田幹事

これまでの経緯については、昨年12月に秋田市への意見聴取及び各施設管理者への協議を行い、それぞれ異存ない旨で回答をいただき、本日の審議会に付議しております。なお、施設の名称のみの変更については縦覧を要しない軽微な変更となっておりますので、これについては行っておりません。

○栗田幹事

以上が、関連議案の第8号から第11号までの概要説明になりますが、今回、議案第9号の区域マス及び議案第10号の区域区分の変更を行うに当たり、公聴会を実施しておりますので、この概要について説明します。

公聴会は、9月3日に開催されており、先ほどの議案説明でもお示ししているスケジュールではこの部分に当たり、公聴会における陳述内容の取扱いについては、都市計画の素案から案とする際に、それをどのように反映させるか、あるいは反映させないかの判断をすることになります。

公述人はお一人で、その内容としては、議案書の「公聴会」のインデックスを貼っているページに開催記録書の写しを添付しており、陳述の要旨としては、右側ページの6点となっています。

○栗田幹事

次からは、この6点それぞれに対する県としての見解を説明します。

結論から先に申し上げますと、今回の公聴会における陳述内容を、都市計画案に取り入れることは要しないものと判断し、現在皆様にお示ししている計画案により縦覧手続を行い、今回の審議会に付議しております。

○栗田幹事

1点目として、「区域区分の変更を今行うことについてはメリットがなく、行政としての一貫性もない。雄和・河辺地区の将来の可能性を阻害しないよう変更素案を再考願いたい。」という点に関しては、現在の河辺都市計画区域内においては、秋田の空の玄関口である秋田空港があり、その空港へのアクセス道路となる自動車専用道路も完成したほか、国道13号の河辺拡幅の整備も進展が見られ、旧秋田市街地と4車線道路で直結されるなど、レベルの高い交通基盤の整備が進められています。また、全国的にも注目を浴びている国際教養大学などもあり、地域における社会資本の充実が図られている状況にあります。それに伴い、無秩序な開発も懸念され、それらは得てして新たな社会基盤の整備が必要となることが多く、人口減少・少子高齢社会において、計画性の乏しい社会基盤のストックは、将来世代にとって一層の負担を課すことにもつながりかねません。そのような観点から、当地区において区域区分制度を導入することは、計画的な開発を進めていく上でメリットがあると考えています。

また、行政の一貫性ということに関しては、繰り返しの説明となりますが、平成17年1月の市町合併時の協定では、都市計画は基本的に秋田市の制度に統一するが、総合都市計画の取扱いや区域区分制度のあり方については、新市において検討することとしておりました。それを踏まえて、合併後の秋田市において「第6次秋田市総合都市計画」を策定

しています。その中で、現秋田都市計画区域と現河辺都市計画区域を統合し、現河辺都市計画区域にも区域区分制度を導入する方針を打ち出しています。この計画は、学識経験者、不動産関係者や経済団体代表などから構成する委員会形式により策定しています。また、広く市民の声を聞くため、河辺・雄和地区を含む7地域で各3回のワークショップを開き、最終的に素案ができた際には、7地域で説明会と都市計画シンポジウムを開き、市民の皆様が都市計画に対する理解を深めていただいたところです。計画策定の最後にはパブリックコメントを実施し、それらの意見を踏まえて最終的な計画となっており、行政の一貫性といった点で問題はないものと考えています。

○栗田幹事

2点目として、「市街化調整区域に指定されると建築制限がかかり、土地の利用範囲が狭まるため、評価額及び担保価値の激減が予想され、所有者の私有権が一方的に侵される。」との陳述についてですが、憲法第29条には「財産権は、これを侵してはならない。」と規定されておりますが、その第2項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」として、公共の福祉の観点から法律で定める場合においては、財産権には一定の制約があることを認めています。都市計画法では、第1条にその目的として「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」と定め、この目的を達成するために法律において個人の財産権に対して一定の制限を課すものであり、憲法第29条の趣旨に反するものではありません。

また、過去の判例から見ても、都市計画法による制限は受忍限度内とされており、今回の市街化調整区域の指定が、所有者の私有権を違法に侵すものとは考えていません。

○栗田幹事

3点目として、「河辺都市計画区域の3箇所のみを市街化区域に指定することについても経緯や理由が不透明であり、残り全部が市街化調整区域というのは、乱暴である。」との陳述についてですが、市街化区域の編入候補地案としては、都市計画法のほか、国土交通省から出されている都市計画運用指針に定める基準に従い、今回の案を策定しています。これによれば、一つの独立した市街化区域の規模としては、ある程度の人口集積が図られている区域や、計画的な都市的土地利用が進められている区域で、その規模が概ね50ha以上の区域、若しくは、旧役場周辺で20ha以上の市街地整備が行われている区域などが、市街化区域とする際の基準として定められています。

その結果、現河辺都市計画区域において、その基準に合致する区域は河辺和田地区、七曲工業団地、雄和妙法地区の3地区となり、それ以外の区域についてはこの基準に合致しておりません。また、このうちの河辺和田、雄和妙法の2地区については、秋田市総合都市計画における地域中心として位置付けている地区でもあり、その点でも整合が取れているものと考えます。なお、それ以外の区域については、人口の集積度や都市基盤の整備状況などから見ても、都市的な土地利用を積極的に図っていくべき区域とは捉えておらず、市街化区域周辺の既存集落が点在する区域、例えば秋田市の四ツ小屋や豊岩などといった集落が点在する地区と同じ性格のものと考え、それら地区と同様の市街化調整区域として指定する予定としています。

○栗田幹事

4点目として、「これだけの面積を市街化調整区域に指定すると、固定資産税の減収になり事業所等の設置の可能性を否定することにもなるため、行政にとってもメリットがない。」との陳述についてですが、区域区分制度を導入せずに無秩序に開発された場合に新たに必要となる都市基盤整備に掛かる費用や、ストック量の増大に伴う維持管理費用の増加などを考えれば、現河辺都市計画区域において区域区分制度を導入するメリットはあるものと考えます。

○栗田幹事

5点目として、「都市の無秩序な開発を抑えるという大義名分であるが、旧町時代から現在まで何の問題なくやってきており、無秩序な開発が行われたとは思えない。」との陳述についてですが、先ほどから述べているとおり、現河辺都市計画区域においては各種のインフラ整備が進み、開発ポテンシャルは高くなっているものと判断されます。そのため、今までの状況からは変化してきており、今までの状況をもってして、今後も無秩序な開発が行われない、とは断言できない状況にあるものと考えます。

○栗田幹事

6点目として、「雄和・河辺地区は空港、大学等のインフラが整っており、今後もそれに付随する施設等の需要が多い。」との陳述についてですが、現河辺都市計画区域においては、今まで述べているとおり潜在的な開発等の需要が内在しているものと捉えており、現状の土地利用規制のままでは、無秩序な開発が行われる可能性が高いと判断しています。仮に、それが行われた場合は、新たに必要となる社会基盤整備やストック量の増加に伴う維持管理費用の増大を招くだけでなく、現下の厳しい財政状況の中では、開発者側が求める立地環境の整備に応えることが困難になることも十分考えられます。

以上のことから、県としても秋田市総合都市計画に位置付けられているとおり、新たな開発計画についてはある程度の都市基盤整備が図られている市街化区域内の未利用地に誘導し、効率的な都市運営を図るべきであると考えます。ただし、市街化調整区域であっても、地域における産業振興に資するもので、都市構造への影響や市街化の促進など周辺環境への影響のおそれがない開発については、地区計画制度などを活用することで可能となっています。

以上が、議案第9号及び第10号に関する公聴会における陳述内容と、それに対する県の考え方です。

○栗田幹事

また、この2議案については、変更案の縦覧期間中に意見書が提出されています。その内容について説明する前に、佐藤幹事からこの意見書の取扱いについて説明します。

○佐藤(節)幹事

では、意見書の取扱いについて若干説明させていただきます。

都市計画法の規定により、都市計画を決定しようとする場合、その案を2週間縦覧に供することとなっており、住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了日までに、知事に意見書を提出することができるとされております。また、意見書が提出された場合は、その要旨を都市計画審議会に提出することとされております。

本審議会においては、要旨に加え、意見書の全文とそれに対する県の見解も示した上で、議案を御審議いただくこととしております。意見書原本の写しについては、個人情報伏せた形で議案書とは別冊とし、併せて事前に皆様へ送付しております。

なお、御留意いただきたいのは、意見書は審議の判断の参考資料となるものであり、意見書そのものの採択・不採択をここで審査していただくものではございません。また、意見書の提出者に対し、審議の結果を通知することもございません。

意見書の取扱いについての説明は以上です。

○山口会長

もう少しで休憩に入りますが、関連するので引き続き、意見書の要旨とそれに対する県の見解について説明してください。

○栗田幹事

それでは引き続き、私から説明します。

計画案の法定縦覧は、今年1月7日から21日までの2週間実施しており、都市計画法では、この期間に住民をはじめ利害関係人は都市計画案に対する意見書を提出することができます。

提出された意見書の総数は69件です。建築制限に対する意見が23件、土地の評価額に対する意見が10件、地区の発展に対する意見が47件、市街化調整区域の指定範囲に対する意見が1件で、この①から④までの意見は現河辺都市計画区域に対する意見です。うち、①から③までが現河辺都市計画区域に区域区分制度を導入することへの反対意見で、④は導入を前提としながらも、その区域設定に対する意見です。⑤は現秋田都市計画区域に対する意見で、市街化区域をより拡大すべきという意見の1件です。なお、1件の意見書の中に複数の意見が記載されている関係で、各項目の合計と総数は一致しません。

○栗田幹事

その要旨は、議案書の「意見書」のインデックスを貼っているページの表の左側に記載しているとおりで、また、その表の右側には県の見解を示しています。

それでは、この意見書要旨5点と、それぞれに対する県の見解を説明しますが、①から④については公聴会における陳述要旨と重複する部分がありますので、それらに関する県の見解については、ポイントについて説明します。

○栗田幹事

1点目として、「①建築制限について、現河辺都市計画区域において、これまではある程度自由に建物を建築できたが、これからは建築が制限されてしまい、土地の有効利用ができない。」という意見ですが、県の見解としては、効率的な都市運営の必要性、現行の秋田市総合都市計画における方針、市街化調整区域として指定された区域でも一定の要件を満たす開発行為は可能であることなどから、現河辺都市計画区域においても現秋田都市計画区域と同様の制限は必要であり、通常の市民生活においては、そのことによって大きく支障となるものではないものと判断しています。

○栗田幹事

2点目の、「土地の評価額について、現河辺都市計画区域において土地の有効利用ができなくなることで、土地の評価額が下落する可能性があり、これは私有財産権を侵すものであり、憲法に違反する。」という点ですが、県の見解としては、過去の判例などから見ても都市計画法に基づく制限は受忍限度内とされており、憲法解釈上も問題ないものと判断しています。

○栗田幹事

3点目は、「地区の発展について、現河辺都市計画区域において土地の利用規制が厳しくなることで、地域の人口減少や土地が売れなくなるなどの問題が懸念され、河辺・雄和地区の発展が阻害されてしまう。」という意見要旨です。県の見解としては、現河辺都市計画区域内は、現在の土地利用規制のままでは無秩序な開発が行われる可能性が高い区域と考えており、そのような開発が行われれば、将来世代への負担の増大が懸念されます。

また、現在の財政状況を勘案すれば、開発者側が求める立地環境の整備に応えることが困難となる場合も考えられ、新たな開発計画については、基本的に市街化区域内の未利用地に誘導すべきと考えます。

ただし、現在秋田市では、市街化調整区域内の既存集落の維持・活性化を目的に、一定規模の集落内については、自己用住宅等の建築制限を緩和する条例を制定する予定としているほか、秋田市の産業・観光振興に資する開発については、地区計画制度の活用により対応可能となっておりますので、これらを活用することで当地区における発展を著しく阻害することはないものと判断しています。

○栗田幹事

4 点目は、「市街化調整区域の指定基準について、現河辺都市計画区域において、旧河辺町役場と旧雄和町役場の周り、七曲工業団地を除く全部が市街化調整区域というのではなく、もっときめ細かく地域の実情を考慮した上で、市街化調整区域の範囲を決めてはどうか。」という意見ですが、県の見解としては、これに関しても先ほどの陳述要旨に対する見解と同様、市街化区域の編入予定候補地の選定に当たっては、都市計画法等に定める基準に従って今回の案を策定していること、また、市の総合都市計画とも整合が図られていることなどから、現在の案が最適と考えています。

なお、市街化調整区域については、前の③の意見においても説明しているとおり、市街化調整区域内における建築制限を緩和する条例や地区計画制度の活用などにより、市街化調整区域であっても、一定の条件はあるものの、地域の実情を考慮した土地利用については可能と判断しています。

○栗田幹事

最後の 5 点目として、「市街化区域編入地区の追加について、現秋田都市計画区域内において今後の秋田市の均衡の取れた発展を考える上では、既存市街化区域縁辺部の市街化調整区域となっている区域の一部を市街化区域に編入すべきである。例えばインフラ整備を余り要しない、外旭川の 2 地区及び飯島の 1 地区がその候補地となり得るものと考える。」という意見です。県の見解としては、市街化区域の拡大は、人口密度の低下や都市のスプロール化にもつながりかねず、人口減少・少子高齢化が進展する中で都市の持続といった観点からも問題があるものと考えます。また、秋田市総合都市計画では、土地利用の方針において市街化の拡大抑制と自然環境の保全・管理を掲げ、開発需要に対しては既存市街化区域内に誘導することを基本とし、集約型都市構造を目指すこととしています。

そのため、今回の市街化区域編入候補地の選定に当たり、現秋田都市計画区域においては、既に市街化されている区域及び縁辺部の整序のみとしています。御意見としていただきました 3 箇所については、この条件には当てはまらない区域と判断し、市街化区域の編入候補地とはしていません。

次からは、この 3 箇所について写真等を使い説明します。

はじめに、秋田市の斎場付近の秋田市外旭川字大堤及び山崎地区です。黄色で囲った区域が御指摘いただいた区域ですが、天徳寺の北側で、斎場がこの付近にあります。この矢印方向から見た状況が、雪が積もっていてよく見えませんが全部田んぼで、このとおり周辺農地と一体となった優良農地となっています。

次に、横山金足線と秋田北インターチェンジに向かう県道の交差点付近の秋田市外旭川字中谷地地区です。黄色で囲った区域が御指摘いただいた区域で、航空写真ではある程度の土地利用がなされているように見えますが、現地の状況としてはこのとおりで、区域内には周辺農地と一体となった農地が見られます。また、区域の北東部には病院はありますが、それ以外は資材置場や野ざらし駐車場などとなっており、これらは市街化調整区域内における特例措置により開発されたもので、区域全体としては農地と混在しており、計画的に都市的土地利用が図られた市街地とはなっていません。

最後に、秋田市飯島地区の横山金足線沿線と、その東側に並行に走る農道までの区域の拡大です。現地の状況としては、横山金足線沿線から概ね一宅地分が市街化区域となっています。御指摘の区域の現状としてはこのとおりで、この農道まで市街化区域を拡大すべきとの御意見ですが、周辺農地と一体となった優良農地となっています。

以上が、関連議案の第 8 号から第 11 号までに関する内容と、公聴会における陳述内容及び縦覧期間中に提出された意見書の要旨と、それに対する県の考え方です。大変長時間にわたる説明となりましたが、どうかよろしく御審議願います。

○山口会長

ありがとうございました。次に質疑ですが、1 時間経っておりますし、ほかの議案もあ

りますので、一旦ここで5分ほど休憩を挟みたいと思います。

【休憩】

○山口会長

それでは再開します。これから質疑に入りますが、意見書については、先ほどの説明のとおり、審議の判断材料でありますので、十分に御承知置きください。

では、これまでの説明に対しまして、何か御意見・御質問等ありましたらお願いします。

○伊藤委員

先ほどの説明を聞いて、河辺と雄和を比較してみました。議案書の10－18ページの河辺の和田地区と、10－20ページの雄和の通称「役場前」、今の雄和市民サービスセンター前です。河辺の和田地区の市街化区域にする所を見ますと、宅地化された部分だけでなく、農地にもだいぶ赤いラインが引かれています。「優良な農地を阻害することなく」という説明でしたが、これを見るとかなり農地が含まれています。それに比べて、雄和では農地は含まれていません。雄和の農地については当面具体的な開発計画がないということでしたが、だとすれば、河辺の農地には具体的な計画があるのかどうか、それをお聞きしたいというのが1点です。

もう1点は、雄和地区について言えば、歯の欠けた櫛のような線でいびつな計画になっています。優良な農地は守ろうということが度々出てきていますが、雄和市民サービスセンター前については、合併前から、雄和の中心部、タウンセンターとして開発しようという計画がありました。平成16年頃の雄和のマスタープランでは、赤い部分以外の農地も含めて雄和の中心部としての位置付けをはっきり謳っていたはずですが、合併されて、今回の計画では、現在の宅地以外はいびつな形で市街化調整区域にされています。

私はここに住む住民の一人ですが、山側にある中学校は、大正寺中学校と統合して雄和中学校になりました。小学校は四つありますが、統合して雄和中学校の残りの敷地に建てられることになっています。秋田市の教育委員会が既に発表しており、平成28年4月の開校に向けて、平成26年度には着工する予定です。ということは、小中学校合わせて9学年分の子供たちがこの学校で過ごすわけです。子供たちも大勢この地域に来ますし、送り迎えの保護者の方々も相当な数になります。

また、雄物川に架かる水沢橋の上流に、新しい橋を造る県の計画が進められています。買収にかかる家が数軒ありますので、当然引っ越しをしなければなりません。そうなった場合、こんな網のかけられ方をしたら、どこに住んだらいいのでしょうか。

意見書にもありましたが、ここは、雄和の中心部としてのポテンシャルが相当高い場所だと私は思います。市民センターはバスの発着地点でもありますし、雄和の中では中心部として位置付けられています。ですから、もう少しすっきりとした線引きができなかったものかという質問ですが、いかがでしょうか。

○栗田幹事

1点目の河辺地区の線引きについては、現在用途地域が指定されている地域を市街化区域にしましたので、部分的に農地もございます。その時々的情勢によることとは思いますが、ここに用途地域が指定された当時は、右肩上がりであろうという考え方のもとで、農地も加えて指定したものと考えております。現況は農地ですが、土地利用計画上は既に都市地域に位置付けられており、農業地域からは外れております。伊藤委員がおっしゃる残った農地というのは、県道沿いや国道13号の大曲寄りの部分、梵字川沿いの部分などと思いますが、確かに農地は点在しているもののほとんどは宅地ですので、用途地域をそのまま市街化区域に設定しました。

2点目につきましては、確かに雄和の中心部には以前からの開発計画がありますが、それを担保するもの、例えば市の総合計画や都市計画の地区計画などはありません。農地に関しては、市街化区域にすると市街化区域内農地となって固定資産税の負担が重くなるという問題もほかの地域では起こっております。人口減少社会においては、確実に市街化が

図られる地域でなければ、市街化区域に組み入れることはなかなかできないという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○伊藤委員

河辺の場合は延長線上で恐らく宅地化が進んでくるだろう、雄和の場合は具体的な計画がないので恐らく宅地化しないだろう、という将来的な予想が立てられておりますが、どちらも、リーマンショック以来、開発しようという機運がなかった暗黒の時代がずっと続いてきました。やっと最近、アベノミクスで日本経済が上り調子になってきました。

雄和については、この地域に四つの小学校の統合小学校ができて子供たちが9年間過ごします。そうすれば、保護者などは学校があるから近くに住もうとか、商売をやりたい人はお店を開いてみようとか、そういう可能性も出てくるわけです。この計画では、そういうものを建てられる場所がなくなってしまうのではないかと危惧しております。せっかく学校ができてこれからもっと発展しようというときに、網がかけられて、建物が建てられなくて困ることになるのではないかと心配しています。新しい橋の計画も着々と進んでいて、今年測量にも掛かるそうですから、ここの住民はどこに引っ越せばいいのかという話になります。平成26年の7月には都市計画決定したいということですから、時既に遅しということになりかねません。それについてはいかがでしょうか。

○栗田幹事

市街化調整区域になったからといってすべての建物が建てられなくなるわけではなく、農家住宅や、一定の基準を満たした建物については建築可能となっております。雄和妙法地区においては、地権者の農業を続ける意向なども確認した上で、このように設定しております。併せて、先ほどもお話ししましたが、既存集落の維持・活性化を図るため、ある程度の規模の集落においては、新しい住民が自己用専用住宅や店舗兼用住宅を建てられるようにする規制緩和も一緒に進めております。県は区域区分の決定権者ですから規制の面が目立ちますが、市において地域コミュニティの維持・活性化のために規制を緩和する条例を検討中です。

計画案を作る段階では地区計画の話などありませんでしたので、この地域に関しては市街化を担保するものがないと判断し、市街化調整区域として提示させていただきました。

○山口会長

今の御質問に関連して、どなたかほかにありませんか。

○森園委員

今の議論に関係する点からお聞きしたいと思います。二つに区分することによって最終的にはいろいろなメリット・デメリットが出てくるだろうとは思いますが、都市計画の基本的な発想として、現地の方々の都合などというより計画そのものですから、将来こうあるべきだという姿で線を引き、それに向かって都市計画をやっていこう、逆に言う、青写真を先に描いて、できるだけ皆さんの協力を得ながらそこに持っていくのがこの計画だと思います。しかし、今のお話を聞くと、農業を続けるかとか、現地のニーズを相当取り入れているようです。では、そのニーズがなかったら計画はないのか、基本的なスタンスはどうなのでしょう。

この区域区分は、今も御意見が出ましたとおり、歯抜け状態で非常にいびつな形になっていきます。都市計画、使い勝手、あるいは将来の発展を考えると、土地の利用の仕方について、例えばここに道路があれば便利になるといった議論があると思いますが、このような形では、使い勝手が非常に不自由になりはしないかという気がします。基本的な都市計画のあり方と、このようにいびつな形になるということとのバランスや、線の引き方についての思想が分からないというのが一つです。

それから、ここに住んでいる方が一番分かっていらっしゃると思いますが、説明会などを何回も開いたのは分かりましたが、住民の方々の意見はどうだったのか、参加者がほとんど

いなかったのか、すなわち、回数の問題ではなく、どれぐらい多くの方の意見が反映されたのかに関する情報を教えていただけると、どういう状況で運営されたのかが分かりますので、その辺をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○栗田幹事

都市計画については、市の総合都市計画の中で集約型都市構造というマクロ的な考え方がまずあり、各拠点に集めていこうとするもので、河辺・雄和においては和田・妙法という地域拠点を二つ置きました。

説明会などの参加人数は確認しておりませんが、それぞれの地区でワークショップを開いて、ここに拠点を置くことについての合意形成は図られたと考えております。

地域の捉え方がいびつであるということについては、私どももこの線引きに当たってはもう少し発展的なところがあってもいいのかなとは思いましたが、人口減少社会においては、確実に市街化が担保できる農地でなければ市街化区域にすることはできないというのが現状です。現秋田都市計画区域でも同様に、既に開発された区域のみを市街化区域にしています。どれぐらいの規模の市街化区域が適正かを示す具体的な数値などありません。雄和町時代には何らかの計画があったとしても、現在の秋田市の計画にはそれがないので、市とも調整しながら、残りの農地については保全すべきとしました。

○山口会長

雄和の線引きの形について、地元からは具体的な意見は出なかったと理解してよろしいですか。

○栗田幹事

意見書の意見のことでしょうか。

○山口会長

意見書では抽象的、一般的で即地的には表現されていませんから、具体的な意見はどうだったのかということです。

○栗田幹事

市から聞いた範囲では、ワークショップの段階では、妙法の農地をもう少し市街化区域に入れるという考え方も出ていたそうですが、その後の調整の中で、市街化の担保のない農地を市街化区域にはできないということになりました。ですから、ワークショップに参加された方は、もう少し広い区域を市街化区域としてイメージされていたかもしれません。

○佐野委員

先ほどの説明の中で地区計画のお話がありましたが、今後もし伊藤委員が御指摘になったような状況になれば、どういう手順で地区計画を実現できるのか、具体的な手続を教えてください。

○栗田幹事

地区計画については提案制度というものもございますので、この地域をこういう形で市街化したいという計画があれば市に提案できます。ただ、ここは農地ですから、農振法、農地法などをクリアしなければ地区計画の実現は難しいということもあります。

○山口会長

ちなみに、この赤い部分以外の所は、優良な農地、農用地なのですか。

○栗田幹事

農振農用地で、今まさに、ほ場整備をやらんとしているところです。白地の部分の農地も、

ほ場整備に加わるかどうかの調整に入っています。地元の農地を所有している人には、農地のほうがいいという意向もあります。ほ場整備に参加したい方もいるようですので、皆さん一律に、農地が市街化区域に含まれることを望んでいるわけではないと聞いております。

○山口会長

わかりました。ほかにいかがでしょうか。

○村田委員

議案第8号から第11号までについて、これは設計図ですから特に反対というわけではありませんが、これだけたくさんの意見書が、公聴会を開いた後に最後の段階になってから出てくること自体、それまでの手順がきちんとしていたのか、住民の意見等をうまく汲み取っていなかったのではないかという意味で、問題視すべきだと思います。公聴会での意見に対しても法律問題ばかり持ち出したり、意見書に対する県の見解は出したが住民には返答しないということで、あまりにも上から押しつけているように感じます。例えば、現行の秋田都市計画区域には昭和や天王の一部が含まれていますが、それを決めるときはどのようにしたのかなどの例を説明したりすれば、河辺・雄和の人もこんなに意見書を出さなくても済んだかもしれません。これまでの説明の仕方が必ずしも十分でなかったのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。

○栗田幹事

意見書が69件ということで、昨今の都市計画審議会では多いように思いますが、要旨としては5点です。実は、河辺・雄和にこれだけの規制をかけるとなると、もっと多くの意見書が出てくるものと思っておりました。これだけの規制強化に対して反対者がいないのはおかしいと思いますし、説明責任を果たしてきたのかという御質問ですが、逆に、県と市が十分説明を行ってきたからこそ、これだけの意見書が出てきたという感覚を持っています。

ただし、意見書の中には、今後は自分の家も建てられなくなるなど勘違いされている御意見も多かったもので、具体的な案件に対しては、市民の皆様に丁寧に説明していきたいと思っています。

○冨田幹事

今回の計画についての我々の基本的なスタンスについてお話したいと思います。これだけの広いエリアに今までなかった規制をかけるという計画で、これまで審議していただいた中でも非常に大きな案件だと思っております。市の考え方ももちろんありますが、我々としては、開発する所としない所をきちんと分ける必要があるという前提に立っています。ただ、強い規制をかけるわけですから、所定の手続を踏んできた中で、秋田県というのはそんなに意見書が出てくるところではありませんが、今回はこれだけ出てきております。ほかの県だったら二桁ぐらい数が違うかもしれませんし、それが悪いというわけでもありません。

意見書要旨の②ページでNo.65に対する県の見解の後段を御覧ください。今回の計画を進める上で留意したのは、規制はかけるものの、オンかオフではないということです。地域の実情に応じて開発許可基準を緩和したり、地区計画を活用することもできます。先ほどの回答で、農振農用地では地区計画はできないというニュアンスで捉えられたかもしれませんが、それらに係る手続は都市計画とは全く別のものです。また、公共事業によって移転するのに家が建てられないということもありません。状況に合わせた開発が可能となるように、市とも話し合いをしながら進めてきました。

これは、我々の仕事の中でも公権力と私有財産権が一番ぶつかる部分ですから、決して上意下達ということではなく、丁寧にやってきたと思っております。

○森園委員

二つ意見を申し上げます。一つは、法令に従って手続は粛々と進めてきたと思いますが、意見書には、個人の財産権に触れるため単なる危惧から発せられたと思われる意見もありますが、素朴な、あるいは勘違いした意見が多いだけに、きちんとした説明がなされていなかったのではないかと思います。住民の十分な理解を得るまでの水準には達していないという意味において、反省すべき点はあろうかと思えます。

もう一つは、雄和に限らずほかの地域でも、線がなめらかでなくでこぼこな所があります。市街地になれば上下水道の設備投資などによって積極的に誘導していくというプロセスがありますが、経済性や都市づくり、人口が減少する中では都市づくりというのも言いにくいのですが、まちづくりという点から非効率になるのではないかと懸念します。農地など調整が難しい面もあるでしょうが、都市計画というのはそういうものを乗り越えて将来的なまちの機能を中心に考えていくものですから、あまり現実迎合してしまうと、計画ではなく現状の後追いになり、やや視点がずれるのではないかという危惧があります。

○佐々木委員（代理）

農政局長の代理で出席しております。10－20ページで形がいびつだという御指摘、御意見がありますが、農林水産省の立場でコメントさせていただきます。この地域の北側・南側の一部は、ほ場整備で一次整備が終わっています。20ha以上の集団的優良農地に区分されていますので、農振法、農地法による手続をしないと転用はできません。今回は都市計画の定期見直しですが、市街地整備が確実になった時点で随時変更という手続を踏めば、市街化区域の拡大もできる制度になっております。この点について事務局から説明がありませんでしたので、補足させていただきます。

○山口会長

森園委員のおっしゃる都市計画のあるべき姿という議論は私もそのとおりでと思います。一方、かつては、人口が増えて、願望的に都市計画のビジョンを掲げて、どれぐらい時間がかかるかは別として、いずれは追いつくという発想がありました。しかし今は、人口が減って行って、望ましいビジョンを描いたとしてもなかなか実現しないという時代です。計画的な担保があるものは開発を認め、それ以外は原則として、無秩序な開発を抑制しつつ計画性が担保されたら認めるという時代に入ったのではないのでしょうか。事務局の説明と、きちんとした計画が担保されれば農政としても片意地を張るものではないという説明もありましたが、機運が上がってきたら変更するというのが今のやり方で、そういう大きな転換点にあるのではないかと思います。これは、会長としてではなく一委員、都市計画の専門家としての発言です。

もう1点、伊藤委員のお話にあった、公共事業によって移転が必要になった場合に開発許可の特例はないのでしょうか。

○栗田幹事

あります。その場合は、市街化調整区域内に建物を建てることができます。

○山口会長

一定の基準に適合すれば開発が可能というその基準にはいろいろなものがあって、それを適用できるということですね。

○栗田幹事

開発許可の基準は幅広に設けられています。

○山口会長

それでは、ほかはないようですので、「議案第8号」から「議案第11号」までについて

て順番に裁決を取りたいと思います。

まず、「議案第 8 号」は区域の変更です。これについて賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。原案どおり可決いたします。

○山口会長

次に、「議案第 9 号」は区域マスの変更ですが、賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。原案どおり可決いたします。

○山口会長

「議案第 10 号」の区域区分、線引きの変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。「議案第 10 号」について原案どおり可決いたします。

○山口会長

「議案第 11 号」は、関連する名称の変更です。賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。「議案第 11 号」について原案どおり可決いたします。

(5) 議案第 12 号 上小阿仁都市計画区域の廃止について

議案第 13 号 上小阿仁都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

議案第 14 号 上小阿仁都市計画公園（3・3・1 号沖田面近隣公園）の変更について

議案第 15 号 上小阿仁都市計画土地地区画整理事業（沖田面火災復興土地地区画整理事業）の変更について

○山口会長

では次に、「議案第 12 号 上小阿仁都市計画区域の廃止について」、「議案第 13 号 上小阿仁都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、「議案第 14 号 上小阿仁都市計画公園（3・3・1 号沖田面近隣公園）の変更について」、「議案第 15 号 上小阿仁都市計画土地地区画整理事業（沖田面火災復興土地地区画整理事業）の変更について」、一括して説明をお願いします。

○栗田幹事

それでは、関連議案として議案第 12 号から第 15 号までまとめて説明します。

なお、議案第 14 号と第 15 号は決定権者が上小阿仁村長であり、本来であれば村の都市計画審議会への付議案件となりますが、上小阿仁村には都市計画審議会が設置されておりませんので、都市計画法第 19 条の規定により県の都市計画審議会の議を経て決定することになります。

○栗田幹事

それでははじめに、議案第 12 号「上小阿仁都市計画区域の廃止について」説明します。議案書では 12－1 ページになります。

本議案は、昭和 39 年に上小阿仁村沖田面地区で発生した火災からの復興を目的として設定した都市計画区域について、当初の都市計画区域を指定した目的が達成されたほか、現在の上小阿仁村や沖田面地区を取り巻く社会情勢、都市基盤の整備状況などを勘案し、都市計画区域を指定している必要性が低下したため、上小阿仁都市計画区域を廃止するも

のです。

現在指定されている都市計画区域は昭和39年7月に指定されており、その後、区域の変更もなく、面積は約90haです。

なお、都市計画区域が廃止されれば、建築基準法の接道義務や容積率、建ぺい率などの集団規定が適用されなくなります。また、開発行為を行う際の許可が必要な規模が3,000㎡から1haになります。ただし、上小阿仁地区における新築件数は年間2件程度であり、ほとんど開発の動きが見られない状況にあり、都市計画区域を廃止しても問題ないものと判断しました。

上小阿仁都市計画区域の位置は、秋田市と内陸北部の大館市を最短で結ぶ国道285号沿いにあり、その区域については、こちらの薄黄色で表示された区域となります。

○栗田幹事

都市計画法では、都市計画区域について、市においては必ず指定することになりますが、町村については都市計画法施行令で定めるいずれかの要件に該当する町村において、必要に応じ知事が指定することになります。

施行令では、その要件として五つ定めております。その第1号では、「当該町村の人口が1万人以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の50%以上であること。」とあり、上小阿仁村の平成22年の国勢調査結果に基づく人口は2,727人で、この指定要件には該当しません。第2号では、「当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来見通し等からみて、概ね10年以内に前号に該当することとなると認められること。」とありますが、上小阿仁村の平成32年の推計人口は2,248人で、この要件にも該当しません。第3号では、「当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が3千以上であること。」とあり、沖田面地区の人口は857人で、この要件にも該当しません。第4号では、「温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。」とあり、沖田面地区においてはそのような特筆すべき観光資源はなく、この要件にも該当しません。最後の第5号では、「火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。」となっています。昭和39年の都市計画区域指定時においては、この要件に該当し沖田面地区を都市計画区域として指定しています。ただし、現在は火災復興の土地区画整理事業が完了し、健全な市街地を形成しており、現段階ではこの要件にも該当しません。

結果、現段階における上小阿仁都市計画区域は、町村における都市計画区域を指定する要件のいずれにも該当していない状況になっています。

○栗田幹事

都市計画区域の廃止も含めてその変更の手続としては、個別法である都市計画法の手続のほか、国土利用計画法の手続が必要となります。そのため、今回の案件については、秋田県国土利用計画審議会の議を経て、現在、土地利用基本計画の変更に関する手続も並行して進めている状況です。

○栗田幹事

こちらが、これまでの経緯です。住民説明会は実施しておらず、町内会長に昨年6月に説明し、了解をいただいております。

その後、地元上小阿仁村に対して意見聴取を実施し、村からも「異議なし」の回答をいただいております。本日の審議会で御了承いただければ、4月には廃止の告示を行う予定としています。

以上が、議案第12号に関する内容です。

○栗田幹事

引き続き、議案第13号の「上小阿仁都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの廃止について説明します。

現在の上小阿仁村においては、平成16年4月に都市計画区域マスタープランを策定しており、議案書の13-2ページにあるものは、その際の表紙と目次のみを抜粋したものです。

今回、前号議案を了承していただくことが前提となりますが、都市計画区域自体が廃止されれば、法定計画としての都市計画区域マスタープランもなくなります。ただし、このマスタープランの廃止により、沖田面地区におけるまちづくりの考え方が一切なくなるものではなく、村では今後もこのマスタープランをまちづくりの基本とし、踏襲していくこととしています。

○栗田幹事

スケジュールについて説明します。

昨年11月に上小阿仁村に対して意見聴取を実施し、村からは「異議なし」の回答をいただいております。それを受け、昨年12月に法定の2週間縦覧を実施しており、その際に住民などが意見書を提出することができますが、その提出はありませんでした。本日の審議会で御了承いただければ、こちら4月には廃止の告示を行いたいと考えております。

以上が、議案第13号に関する内容です。

○栗田幹事

上小阿仁都市計画の関連議案の三つ目及び四つ目として、議案第14号の「都市計画公園の廃止」及び議案第15号の「土地区画整理事業の廃止」について併せて説明します。

こちらの2議案は、上小阿仁都市計画区域の廃止に伴い、区域内において定められている都市計画施設である都市公園及び市街地開発事業である土地区画整理事業を廃止する議案です。

都市計画公園については、沖田面近隣公園として面積1.1haを都市計画決定し、既に開設済みです。今後は、都市計画法及び都市公園法上の位置付けはなくなりますが、地方自治法上の公の施設として村で管理し、公園の機能を維持することとしております。

また、土地区画整理事業については、昭和39年に火災復興のため都市計画決定され、事業実施し、昭和51年に完了しています。後ほど図面でも説明しますが、都市計画決定された区域で一部事業未実施のところがありますが、それらの区域については道路事業など他事業により都市基盤整備が進められ、現段階では土地区画整理事業を実施する必要はないことから、これを廃止するものです。

○栗田幹事

公園については、議案書では14-1ページと14-2ページになります。この黄色で囲まれた区域が、現在、都市計画公園として開設済みの沖田面近隣公園の区域です。

沖田面地区のほぼ中心部に位置しており、図面では何も無いように見受けられますが、実際はこのように東屋や砂場、そのほか相撲の土俵なども整備され、沖田面地区の住民の憩いの場となっており、今後もこの公園機能を維持していくこととしております。

○栗田幹事

また、土地区画整理事業については、議案書では15-1ページと15-2ページになります。この黄色で囲まれた区域が、昭和39年8月に沖田面火災復興土地区画整理事業として都市計画決定された区域で、その面積は約7.98haです。

そのうち、この薄い青色で示した4.9haについて事業を実施し、昭和51年に完了しています。この事業区域以外については、早期の街区形成を目指し、道路事業など別事業により都市基盤の整備を図り、現段階では土地区画整理事業を行う必要はない状況となっています。

○栗田幹事

これまでの経緯については、昨年１１月に上小阿仁村から事前協議を受け、県では「異存なし」の回答をしております。昨年１２月に、村で法定の２週間縦覧を実施しており、その際に住民の方からの意見書の提出はありませんでした。その結果を受け、村から県都市計画審議会に付議され、本日の審議会にお諮りしております。

以上が、関連する議案第１２号から第１５号までにに関する内容です。よろしく御審議願います。

○山口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○山口会長

ないようですので、それでは、「議案第１２号」から「議案第１５号」までについて裁決を取りたいと思います。

「議案第１２号」、都市計画区域の廃止について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。原案どおり可決いたします。

○山口会長

次に、「議案第１３号」の区域マスの変更について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。原案どおり可決いたします。

○山口会長

次に、「議案第１４号」の公園の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。「議案第１４号」について原案どおり可決いたします。

○山口会長

最後に、「議案第１５号」の土地区画整理事業の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。「議案第１５号」について原案どおり可決いたします。

○山口会長

以上をもちまして、八つの議事の審議は終了いたしました。

そのほか、何かありますでしょうか。

○森園委員

議案第８号から第１１号までについて、全般の議論を経て私も賛成しました。法手続は全部済んだのでフィードバックするつもりはないとの御説明でしたが、これだけの意見書が出てきており、極めて素朴で十分に説明すれば理解していただけるような内容もかなり含まれております。行政としては必要がないかもしれませんが、市などからきちんと説明してもらうようなステージがもう一つ欲しいというのが私の要望です。できるだけ行政サービスを理解してもらうプロセスの一つとして、実施していただければと思います。

○山口会長

今の森園委員の御発言には二つの意味があると思います。一つは、公聴会から縦覧という順番を経ていくプロセスについての説明、もう一つは、何が許容されて何ができないのかという制度の内容の説明がありますが、二通りということでしょうか。

○森園委員

やはり手続的な面があるかと思います。ステージは踏んでも実質的な狙いがどこまで達成されたのかが分からないので判断できませんが、これだけ意見書が出てきたことを捉えると、きちんと理解されていない方が多いのだらうと想像できます。一般論として手続を見直すということよりも、この特有のケースについての措置を取っていただければありがたいという要望です。

○富田委員

これだけの規制をかけるわけですから、我々もきちんと周知していかなければなりません。森園委員のおっしゃられたような趣旨に沿って、どういうことができるか検討してみたいと思います。

○山口会長

ほかに、何かありますでしょうか。

それでは、これをもちまして、第170回の審議会を閉じたいと思います。皆様、御協力ありがとうございました。